

新型コロナウイルス感染症対策 町からのお知らせ

奥多摩町総務課（危機管理調整係）TEL83-2349

令和5年5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症は、「第5類感染症」へ移行しました。

新型コロナウイルスは、この5月8日（月）から、国の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同様の「5類」に移行しました。

これに伴い、国では「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止され、**住民・事業者への各種要請・協力依頼が終了となりました。**

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止となり、あわせて東京都の対策本部も廃止、**町の対策本部についても、5月7日（日）をもって解散いたしました。**対策本部の解散に伴い、**町内における感染者数や町内施設での感染状況の公表も終了となります。**

5月8日（月）以降、これまでご協力をお願いしていた**基本的な感染防止対策**（三密の回避、手洗い等の手指衛生、換気等）や**事業者・施設における感染防止対策**（換気、人と人との距離確保、消毒液・パーテーション設置等）、**自身や同居者がコロナ陽性となった場合の外出自粛**についても、**行政から一律に対応を求めることはせず、個人や事業者（施設管理者）が自主的に判断して実施することとなります。**

町民皆様・町内事業者皆様には、3年前の令和2年4月に町の対策本部を設置して以降、緊急事態宣言発令時等における不要不急の外出自粛のほか、観光事業者・飲食店等への酒類提供自粛・来店時の人数制限や時間制限などに、ご理解、ご協力を賜りましたこと、あらためて感謝申し上げます。



《裏面もご覧ください》

5類への移行に伴い、5月8日（月）以降の感染対策については、個人や事業者が自主的に判断して実施することとなりますが、次のことにご留意をお願いいたします。



◎ マスクの着用について

以下のような場面では、引き続きマスクの着用が効果的とされます。

- 医療機関を受診するとき ●高齢者の方など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や施設などを訪問するとき ●通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車するとき
- コロナ流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くとき ●症状がある方や検査で陽性になった方、同居する家族に陽性となった方が外出するとき ●医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中マスク着用

◎ コロナ陽性と診断されたとき

発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることを推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

※この期間にやむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

※令和5年5月8日以降は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

◎ 基本的な感染防止対策、事業者における感染防止対策について

これまで基本的な感染防止対策としてご協力いただいていた、換気の励行や手洗い等の手指衛生については、新型コロナの特徴を踏まえた感染対策として引き続き有効です。

また、事業者が実施する検温、消毒液の設置、パーティションの設置などについては、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断してください。

<参考>

- 国（内閣官房）による新型コロナウイルス感染症対策のページ ⇒
（変更後の基本的感染対策や療養期間に関する考え方を掲載）



- 東京都防災ホームページ — 【5月8日から】都民・事業者への要請・協力依頼の終了及び東京都新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について ⇒

